

(監理委員会への通知様式3)
法第26条又は第27条に基づく監督上の措置

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部 業務課
平成25年 4月23日

1 対象公共サービスの内容 公害健康被害補償業務の徴収業務に関する委託業務	
2 監督上の措置	
民間事業者名 日本商工会議所	
(1)監督上の措置 の内容	該当なし。
(2)監督上の措置 を講ずることとした理由	該当なし。
(3)監督上の措置 の結果の概要	該当なし。
(注記事項)	

(記載要領等)

- 1.監督上の措置を講じたときは、遅滞なく通知して下さい。ただし、2(3)欄は、求めた報告、立ち入りによる物件検査・質問について、その結果を、結果が判明後改めて、遅滞なく通知して下さい。
- 2.2(1)欄は、求めた報告事項、立入検査を行う旨、指示の内容等を記載して下さい。
- 3.公表する場合がありますので、事業者名等について非公表とする必要がある場合は、その旨付記して下さい。
- 4.この様式及び記載要領等と異なる取扱いをしようとする場合は、個別に官民競争入札等監理委員会事務局にご相談下さい。
- 5.報告いただいた内容について、さらに説明等を求める場合があります。